

## 服 部 事 務 所 だ よ り

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5

電 話 : 0859-33-8594 FAX :0859-33-8775

e - mail : [hattori@sea.chukai.ne.jp](mailto:hattori@sea.chukai.ne.jp)

<http://www.chukai.ne.jp/~hattori/>

平成 18 年 11 月号



### 健康保険扶養調書の対するお礼

健康保険被扶養者資格調査にご協力いただきありがとうございます。おかげさまで順調に作業が進みました。

これからもひとえに事業主様のご協力のおかげと感謝いたします。

労働保険事務組合委託事業主の方へ

### 平成 18 年度事業主説明会が開催されます

今年も鳥取県労働保険事務組合連合会による事業主説明会が以下の日程で開催されることになりました。雇用保険制度や各種助成金等について、米子公共職業安定所から講師を招きわかりやすくお話いただくものです。

とき 11月28日(火) 午後1時半~3時半

ところ 米子コンベンションセンター ビッグシップ

参加ご希望の方は、11月6日(月)までに

当事務所までご連絡下さい。

## 健康保険法改正でどうなる？

### 10月より段階的に施行

急速な少子高齢化に伴う医療費の増大などを背景に、医療保険制度の抜本的な改革を行うため、健康保険法等が大幅に改正されました。

改正法は、2006年10月から段階的に施行されます。

### 主な改正の内容

主要改正内容は以下の通りです。(カッコ内は施行時期)

医療費の自己負担割合が以下のように変わります。

- ・現役並みの所得がある70歳以上の高齢者は2割から3割へ(2006年10月)
- ・一般・低所得者の70歳~74歳の高齢者は1割から2割へ(2008年4月)
- ・3歳~小学校就学前の子供は3割から2割へ(2008年4月)

高額療養費の自己負担限度額が一般・上位所得者について引き上げられます。(2006年10月)

現金給付の額が見直されます。

- ・出産育児一時金の支給額が30万円から35万円に引上げ(2006年10月)
- ・埋葬料の支給額が本人・家族とも一律5万円に変更(2006年10月)
- ・出産手当金・傷病手当金が標準報酬日額の6割から3分の2に引上げ(2007年4月)

入院して長期療養している高齢者の「食費」と「居住費」が全額自己負担になります。(70歳以上は2006年10月、65歳~69歳は2008年4月)

保険料に関して、等級・標準賞与額上限・保険料率上限が変わります。(2007年4月から順次)

老人保健法が改正され、新しい高齢者医療制度が創設されます。(2008年4月)